

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 条例 福島県税条例等の一部を改正する条例 六一
- 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例 六一
- 福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 六
- 福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例 八七
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 八
- 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例 九
- 福島県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 九
- 福島県指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 九
- 福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 九
- 福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 九
- 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例 一〇
- 福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例 一〇

## 条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例、福島県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例及び福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県条例第五十号

#### 福島県税条例等の一部を改正する条例

（福島県税条例の一部改正）

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第一項中「第三十三項から第四十項まで」を「第三十九項、第四十項」に改める。

附則第三条の二第二項第三号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第三条の四中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第四条の五の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条の四、附則第十五条、附則第十六条、附則第十七条又は附則第十八条の規定を適用する。

附則第五条の四 第一項第二号イ	第三十一条の三 第三十一条の三（東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特例に関する法
--------------------	---

附則第十五条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
附則第十六条第三項	第三十五条の二、第三十六条の二、第三十六条の五	第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
附則第十七条第一項	租税特別措置法第三十一条の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
附則第十八条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項

附則第四条の五第二項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の

納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第二十七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条の四、附則第十五条、附則第十六条、附則第十七条又は附則第十八条の規定を適用する。

附則第五条の四第一項各号列記以外の部分中「及び次条第一項」を「次条第一項及び第四項並びに附則第五条の四の三第二項及び第三項」に改め、同項第一号中「第四十一条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、同項第二号中「第十条の六」を「第十条の五の四」に、「第十条の七」を「第十条の六」に改め、同項第三号中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成三十九年度」を「平成三十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十九年」に改め、同項第一号中「第四十一条第二項」の下に「から第五項まで」を加え、「第五項」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項第二号中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改め、同条に次の一項を加える。

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成二十九年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

附則第五条の四の三を次のように改める。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

**第五条の四の三** 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五条の四	租税特別措置法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律
第一項	第四十一条又は第四十一条の二	律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定に

附則第五条の四 第一項第一号	租税特別措置法 第四十一条第二 項から第四項ま で若しくは第四 十一条の二	の二 より読み替えて適用される租税特別措置法 第四十一条又は同項の規定により適用され る租税特別措置法第四十一条の二の二
附則第五条の四 第一項第三号	租税特別措置法 第四十一条、第 四十一条の二の 二、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第十三条第一項 の規定により読み替えて適用される租税特 別措置法第四十一条第二項から第四項まで 若しくは東日本大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関する法律第十三 条第一項の規定により適用される租税特別 措置法第四十一条の二
附則第五条の四 の二第一項	租税特別措置法 第四十一条又は 第四十一条の二 の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第十三条第一項 の規定により読み替えて適用される租税特 別措置法第四十一条又は同項の規定により 適用される租税特別措置法第四十一条の二 の二
附則第五条の四 の二第一項第一 号	租税特別措置法 第四十一条第二 項から第五項ま で若しくは第十 項から第十二項 まで若しくは第 四十一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第十三条第一項 の規定により読み替えて適用される租税特 別措置法第四十一条第二項から第五項まで 若しくは第十項から第十二項まで若しくは 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第十三条第一項 の規定により適用される租税特別措置法第 四十一条の二
附則第五条の四 の二第一項第二	租税特別措置法 第四十一条、第 四十一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第十三条第一項 の規定により適用される租税特別措置法第 四十一条の二

号	四十一条の二の 二、	の規定により読み替えて適用される租税特 別措置法第四十一条、同項の規定により適 用される租税特別措置法第四十一条の二の 二若しくは租税特別措置法
附則第五条の四 の二第二項第二 号	租税特別措置法 第四十一条の二 の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第十三条第一項 の規定により適用される租税特別措置法第 四十一条の二の二
<p>2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第六項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第四項の規定は、適用しない。</p>		
附則第五条の四 第一項第一号	又は阪神・淡路 大震災の被災者 等に係る国税関 係法律の臨時特 例に関する法律 (平成七年法律 第十一号)第十 六条第一項から 第三項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する法律(平成七 年法律第十一号)第十六条第一項から第三 項まで又は東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法律(平 成二十三年法律第二十九号)第十三条第三 項若しくは第四項若しくは第十三条の二第 一項から第六項まで
住宅借入金等の 金額	住宅借入金等の 金額	住宅借入金等の金額(東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す る法律第十三条第三項又は第四項の規定の 適用を受ける者の有する平成二十三年から 平成二十七年までの居住年に係る同条第五 項第一号に規定する新規住宅借入金等の金 額を除く。)
当該金額	当該金額	当該住宅借入金等の金額
これらの規定	これらの規定	租税特別措置法第四十一条第二項から第四 項まで若しくは第四十一条の二、阪神・淡 路大震災の被災者等に係る国税関係法律の

附則第五条の四の二第一項第一号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで
計算した同項	計算した租税特別措置法第四十一条第一項	臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項までの規定

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成二十九年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第五条の四の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

附則第五条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（寄附金税額控除における特例控除額の特例）」を付する。

附則第五条の六第一項中「前条」を「附則第五条の五」に改め、同条を附則第五条の七とし、附則第五条の五の次に次の一条を加える。

**第五条の六** 平成二十六年から平成五十年までの各年度分の個人の県民税についての第二十六条の三第一項及び第二項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十六条の三第二項第一号の表中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」とする。

附則第十条第二項中「第九十三条第四項」を「第九十三条第五項」に改める。

附則第十条の五及び第十条の六を次のように改める。

附則第十条の五及び第十条の六 削除

附則第十六条第三項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を

「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

**第二条** 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第五号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの

第二十三条の三第一項ただし書中「第三十八条の十二において同じ」を削る。

第三十八条の二第一項中「（第二十六項から第二十八項まで、第三十九項、第四十項及び第四十二項を除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第三十八条の十二を次のように改める。

第三十八条の十二 削除

第三十八条の十三の見出し中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、同条中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に、「第三条の三第四項」を「第三条の三第四項第一号」に改め、「（個人に限る。）」を削る。

第三十八条の二十一中「第八条の三第二項」を「第三条の三第四項第二号」に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第八条の三第四項第二号」に改める。

第三十八条の二十三中「又は租税特別措置法」を「租税特別措置法」に改め、「（という。）」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）」を加える。

第三十八条の二十四中「又は上場株式等の配当等」を「上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第三十八条の二十六第二項を削る。

第三十八条の二十九中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に、「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

附則第五条の五中「附則第十九条第一項」の下に、「附則第十九条の二第一項」を加える。

附則第十三条の二の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第一項」を「利子所得及び配当所得については、法第三十二条第一項」に、「配当所得の金額以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第二項中「県

民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「金額」を削り、「法第三十二条第一項」を「同条第一項」に改める。

附則第十九条の見出し中「株式会社等」を「一般株式会社等」に改め、同条第一項中「株式会社等」を「一般株式会社等」に改め、「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「附則第三十五条の二第五項第三号」を「附則第三十五条の二第四項第三号」に改め、同条第二項中「第五項」を「第四項」に改める。

附則第十九条の二第二項中「第三十七条の十の二第二項」を「第三十七条の十一の二第二項」に、「特定管理株式（C）」を「特定管理株式等（C）」に、「特定管理株式」とを「特定管理株式等」とし、「又は同条第一項」を「同条第一項」に、「が株式」という。）が株式又は同法第三十七条の十の二第二項第七号に規定する公社債」と同条第一項各号」を「同法第三十七条の十一の二第二項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡を」に、「及び前条」を「前条及び法附則第三十五条の二の六第一項から第十項まで」に改め、同条第二項中「第三十七条の十の二第二項」を「第三十七条の十一の二第二項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして施行令附則第十八条の二第二項に規定するものを含む」を「同法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう」に、「附則第十九条の三」を「次条」に改め、同条を附則第十九条の二とし、附則第十九条の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

**第十九条の二** 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、

当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用については、法附則第三十五条の二の二第二項から第四項までに規定するところによる。

附則第十九条の三第一項中「同条第二項」を「同法第三十七条の十一の二第二項」に改める。

附則第十九条の四第一項中「この条」を「この項」に、「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に改め、「以外の」の下に「利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。）及び」を、「」に係る」の下に「利子所得の金額及び」を加える。

附則第十九条の五第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十九年年度分」に、「附則第十九条第一項後段」を「附則第十九条の二第二項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第三項中「附則第十九条第一項後段」を「附則第十九条の二第一項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当取得」を「配当取得等」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に改める。

附則第二十条第二項中「第八項」を「第十項」に改める。

（福島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第三条** 福島県税条例の一部を改正する条例（平成二十二年福島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二の改正規定中「上場株式等（同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。）」を「株式等」に改める。

**第四条** 福島県税条例の一部を改正する条例（平成二十四年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち第三十九条の三十四第一項及び第二項を改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定中「政令で定める」を「施行令第三十五条の二十一第二項に規定する」に改める。

#### 附則

##### （施行期日）

**第一条** この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中福島県条例第三十八条の二第一項の改正規定、同条例附則第十条の五及び第十条の六の改正規定、第三条並びに第四条 公布の日

二 第一条中福島県条例附則第三条の二第二項第三号の改正規定、同条例附則第五条の四の二の改正規定(同条第一項第二号に係る部分を除く。)、同条例附則第五条の四の三の改正規定並びに附則第二条第二項及び第三項の規定 平成二十七年一月一日

三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成二十八年一月一日  
四 第二条中福島県条例附則第五条の五、第十三条の二、第十九条及び第十九条の次に一条を加える改正規定、同条例附則第十九条の二とし、同条例附則第十九条の次に一条を加える改正規定、同条例附則第十九条の三、第十九条の四、第十九条の五、第二十条及び第二十条の二第一項の改正規定並びに附則第三条 第四条及び第五条の規定 平成二十九年一月一日  
(県民税に関する経過措置)

第二条 改正後の福島県条例(以下この条及び次条において「新条例」という。)附則第三条の四、第五条の六及び第五条の七の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第三条の二第二項第三号の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
3 新条例附則第二十条の二第二項の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用する。  
4 新条例附則第四条の五第二項の規定は、県民税の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定による新条例の規定中個人の県民税に関する部分、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
(福島県条例の一部を改正する条例(平成二十年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。)

附則第二条第二項中「前日」との下に、「附則第十九条第一項」とあるのは「福島県条例の一部を改正する条例(平成二十五年福島県条例第五十号)第二条の規定による改正後の福島県条例(以下この項において「新条例」という。)

式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加える。  
(福島県条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の福島県条例の一部を改正する条例附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同条例第一条の規定による改正前の福島県条例附則第二十条第二項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
(税 務 課)

福島県条例第五十一号  
福島県特別措置条例の一部を改正する条例

福島県特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備」を「同法第二条第一項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号の第二欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第一項の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の規定の適用を受けるもの」に改める。  
第六条の二中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第九条及び第九条の六第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。  
附 則

1 この条例は公布の日から施行し、改正後の福島県特別措置条例(以下「新条例」という。)の規定は平成二十五年四月一日から適用する。  
2 新条例第五条の規定は、平成二十五年四月一日以後に特別償却設備(福島県特別措置条例第五条第一項に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。)を新設し、又は増設した青色申告者等(同条例第二条第十二号に規定する青色申告者等をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した青色申告者等については、なお従前の例による。  
(税 務 課)

福島県条例第五十二号  
福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成二十四年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条又は第五十二条」を「第六十四条又は第六十五条」に改める。

第二条中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第一条及び第二条の規定は、平成二十五年五月十日以後に新設され、又は増設された対象施設等について適用し、同日前に新設され、又は増設された対象施設等については、なお従前の例による。

（税 務 課）

#### 福島県条例第五十三号

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例

#### （趣旨）

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定に基づき、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十条第三項の認定（同条第四項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に定められた法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下単に「企業立地促進区域」という。）又は同号に規定する避難解除区域等（以下単に「避難解除区域等」という。）に係る県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（企業立地促進区域内における県税の課税免除）

第二条 企業立地促進区域内において、法第十八条第四項の規定により法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画を提出した日（以下「提出日」という。）から平成二十八年三月三十一日までの間に、福島復興再生特別措置法第二十五条及び第二十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十五年総務省令第四十九号。以下この条及び次条において「省令」という。）第一条第一号に規定する企業立地施設等（以下単に「企業立地施設等」という。）を新設し、又は増設した者（認定を受けた者に限る。）に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に定める県税を免除するものとする。

一 事業税にあつては、当該新設し、又は増設した企業立地施設等を事業の用に供した日の属する年以降五箇年の間の各年（法人にあつては、当該事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して五箇年の間における各事業年度）に係る所得又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該企業立地施設等に係るものとして省令第三条の規定により計算した額に対して課するもの

二 不動産取得税にあつては、当該新設し、又は増設した企業立地施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

三 固定資産税にあつては、当該新設し、又は増設した企業立地施設等である大規模償却資産（地方税法第三百四十九条の四第一項に規定する大規模の償却資産をいう。）に対して課するもの（当該大規模償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年の四月一日の属する会計年度（以下「初年度」という。）以降五箇年間に課すべきものに限る。）

（避難解除区域等における県税の課税免除）

第三条 避難解除区域等において、平成二十五年五月十日から平成二十八年三月三十一日までの間に、省令第二条第一号に規定する復興再生施設等（以下単に「復興再生施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第二十八条の確認を受けた者に限る。）に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に定める県税を免除するものとする。

一 事業税にあつては、当該新設し、又は増設した復興再生施設等を事業の用に供した日の属する年以降五箇年の間の各年（法人にあつては、当該事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して五箇年の間における各事業年度）に係る所得又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該復興再生施設等に係るものとして省令第三条の規定により計算した額に対して課するもの

二 不動産取得税にあつては、当該新設し、又は増設した復興再生施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（平成二十五年五月十日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

三 固定資産税にあつては、当該新設し、又は増設した復興再生施設等である大規模償却資産（地方税法第三百四十九条の四第一項に規定する大規模の償却資産をいう。）に対して課するもの（当該大規模償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年の四月一日の属する会計年度（以下「初年度」という。）以降五箇年間に課すべきものに限る。）

（適用）

第四条 前二条の規定による県税の課税免除、福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）第三条若しくは第五条から第六条の二までの規定による県税の課税免除若しくは同条例第九条から第九条の六までの規定による県税の不均一課税又は福島復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成二十四年福島県条例第四十九号）第二条の規定による県税の課税免除については、納税義務者の選択により、いずれか一の規定を適用する。

(課税免除の申請)

**第五条** 第二条又は第三条の規定により県税の免除を受けようとする事業税、不動産取得税又は固定資産税の納税義務者で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める申請期限までに、規則で定める様式による課税免除申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 個人の事業税の納税義務者 企業立地施設等又は復興再生施設等を事業の用に供した日の属する年の翌年以降五箇年の間の各年の三月十五日(年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月を経過する日)
  - 二 法人の事業税の納税義務者 企業立地施設等又は復興再生施設等を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して五箇年の間における各事業年度の事業税について福島県条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)第三十九条の十一第一項各号(第五号を除く。)に規定する申告納付すべき期間の末日
  - 三 不動産取得税の納税義務者 当該不動産を取得した日から六十日を経過する日
  - 四 固定資産税の納税義務者 初年度の初日の属する年の三月二十日
- (課税免除の規定の適用があるべき旨の申告があつた場合の不動産取得税の納期限の延長)

**第六条** 知事は、不動産取得税の納税義務者で第二条第二号に規定する企業立地施設等又は第三条第二号に規定する復興再生施設等である家屋の敷地である土地を取得したもものから、当該土地に係る不動産取得税について第二条第二号又は第三条第二号の規定の適用があるべき旨の申告があり、かつ、当該申告が真実であると認められるときは、当該不動産取得税の納期限の翌日から当該不動産取得税が第二条第二号又は第三条第二号の規定の適用を受けることとなる日までの期間を限って、当該不動産取得税の納期限を延長することができる。

2 前項の納期限の延長の申請をする者は、規則で定める様式による申請書に第二条又は第三条の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、福島県条例第四十条の七の規定により当該土地の取得の事実を申告する際併せてこれを知事に提出しなければならない。

(委任)  
**第七条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

- 1 (施行期日) この条例は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置) この条例の規定は、提出日以降この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に当該提出に係る企業立地促進区域内において、企業立地施設等を新設し、又は増設した者及び平成二十五年五月十日以降施行日の前日までの間に避難解除区域等において、復興再生施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。
- 3 前項の規定の適用を受ける者に課された、又は課されるべきであった次に掲げる県

税については、第五条に規定する申請期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して六十日を経過した日とする。

- 一 提出日から施行日の前日までの間に企業立地施設等を事業の用に供し、又は平成二十五年五月十日から施行日の前日までの間に復興再生施設等を事業の用に供し、当該期間中に事業の廃止があつた場合における当該事業に係る平成二十五年度分の個人の事業税
- 二 企業立地施設等を事業の用に供した日の属する事業年度の所得又は収入金額に係る事業税について提出日から施行日の前日までの間に申告があつた場合又は復興再生施設等を事業の用に供した日の属する事業年度の所得又は収入金額に係る事業税について平成二十五年五月十日から施行日の前日までの間に申告があつた場合における当該申告に係る法人の事業税
- 三 企業立地施設等の取得の日が平成二十五年五月十日から施行日の前日までの間である場合又は復興再生施設等の取得の日が平成二十五年五月十日から施行日の前日までの間である場合における家屋又はその敷地である土地の取得に係る不動産取得税

(税 務 課)

**福島県条例第五十四号**

**職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。  
第十八条の六第一項中「及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に改め、「含む。」の下に「又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

**福島県条例第五十五号**

**福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例**

福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十二年福島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第五号中「又は役員」を「若しくは役員」に、「又は利用する個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人を除く。)」を「若しくは利用する個人又は事業者と契約して商品を提供する個人であつて、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除いた者」に改める。

第四条第三項中「供給する」を「供給又は消費者から購入(以下「供給等」という。)



をする」に改め、同条第四項中「供給する」を「供給等をする」に改め、同条第五項中「提供する」を「供給等をする」に改め、同条第六項中「供給する」を「供給等をする」に改める。

第九条の二中「供給する」を「供給等をする」に改める。

第十条第七号中「供給」を「供給等」に改める。

第二十四条中「の供給する」を「が供給等をする」に、「すべて」を「全て」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

(消費生活課)

**福島県条例第五十六号**

**福島県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

福島県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

**福島県条例第五十七号**

**福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第六条第一項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第五十条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第九十七条第一号中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省

令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

**福島県条例第五十八号**

**福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「施行令」という。）」に改める。

第五条第一項第一号ア(2)中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同項第二号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第二十三条第三項第三号ア中「障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）」を「施行令」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

**福島県条例第五十九号**

**福島県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

福島県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第三号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第三十七条中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

福島県条例第六十号

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正する条例

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第九条第一項第一号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第十一条第一項第二号ア(2)中「障害者自立支援法に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第六十一号

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例（昭和五十五年福島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十四条第一項」の下に「（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条の表一の項上欄中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項中欄中「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に改め、同表二の項上欄中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項中欄中「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に改め、同表五の項上欄中「ねこ」を「猫」に改め、同項中欄中「飼い犬又は飼いねこの引取り手数料」を「飼い犬又は飼い猫の引取り手数料」に改め、同項下欄ウ及びエ中「ねこ」を「猫」に改める。

第四条第三号、第四号、第五号及び第六号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同条第八号中「及び第二項、第十六条第一項並びに」を「から第三項まで、第十六条第一項（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）、第二十二條の六第二項、第二十四条の二、第二十四条の三及び」に改め、同条第九号中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同条第十二号中「第二十三條第三項」を「第二十二條の六第三項、第二十三條第三項（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）」に改め、「及び」の下に「第三項並びに」を加え、同条第三十二号中「第三条第一号イ」を「第三条第二号イ」に、「第三条第三号」を「同条第四号」に改め、同

（障がい福祉課）

号を同条第三十五号とし、同条第三十一号を同条第三十四号とし、同条第三十号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第二十九号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第二十八号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十七号を同条第三十号とし、同条第二十六号を同条第二十九号とし、同条第二十五号中「（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同条第二十八号とし、同条第二十四号中「（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第二十三号中「（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同条第二十六号とし、同条第二十二号を同条第二十五号とし、同条第二十一号を同条第二十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

二十二 法第四十一条の規定による通報の受理

二十三 法第四十九条及び第五十条の規定による過料の徴収

第四条第二十号を同条第二十一号とし、同条第十六号から同条第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第二十四条第一項」の下に「（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「第二十三條第一項」の下に「（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十五條第一項」の下に「及び第三項」を加え、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の次に次の一号を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

2 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）附則第三条第二項の規定による届出の受理は、平成二十五年十一月三十日までの間、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、郡山市及びいわき市が処理することとする。

（食品生活衛生課）

福島県条例第六十二号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例（昭和二十九年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「二四三人」を「二四四人」に、「一、九〇六人」を「一、九一四人」に、「一、〇〇〇人」を「一、〇〇三人」に、「三、七七一一人」を「三、七八三人」に改める。

附則第二項中「平成二十五年四月一日から」を削り、同項の表中「二五七人」を「二五八人」に、「一、〇八七人」を「一、〇九五一人」に、「一、〇九四人」を「一、〇九七人」に、「四、〇六六人」を「四、〇七八人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(警  
務  
課)